



22 杉並第 12018 号
平成 22 年 5 月 26 日

東京都知事
石原 慎太郎 殿

杉並区長 山田 宏



「京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化及び複々線化事業」に係る環境影響評価方法書に関する意見について（回答）

平成 22 年 5 月 6 日付け 22 環都環第 49 号にて照会のありました標記の件について、別紙のとおり意見を提出いたします。

連絡先
杉並区環境清掃部環境課庶務係 浅川
電話 03-3312-2111 内線 3703

平成 22 年 5 月 26 日
杉 並 区

京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化 及び複々線化事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化及び複々線化事業は、当該区間を連続立体交差化することにより、25 箇所の踏切が除却され、慢性的な交通渋滞の解消及び鉄道・道路それぞれの安全性の向上、さらには、鉄道により隔てられていた地域の一体化を可能にする事業と理解しています。

杉並区内においても、約 0.8km が連続立体交差化されることに伴い、3 箇所の踏切が除却され、その効果に大いに期待するものです。

一方、工事の規模としては、連続立体交差化予定区間が約 7.1km となること、さらには、複々線化による地下線増線の区間が約 8.3km に及ぶ大規模なものであり、周辺環境にたいへん大きな影響を及ぼすと考えます。

杉並区内の京王線沿線は、その大部分の地域が戸建住宅、集合住宅及び住商併用施設で形成される住宅地です。このため、工事期間中はもちろん、供用開始後における環境影響についても、必要に応じて法定評価項目の枠を超えた広範な調査を求めるものです。

併せて、調査結果を随時公表し、その対応策についても地域住民へのわかりやすい説明を求めるとともに、環境先進都市を目指す杉並区として、沿線地域における環境保全の見地から、当区の環境清掃審議会の意見を踏まえ、環境影響評価方法書に対する意見を以下のとおり述べます。

1 全体的な意見

(1) 区民への説明等

環境影響評価手続きにおける住民への説明及び図書の作成等においては、専門的な語句・用語の使用は最小限となるよう努め、やむを得ず使用する場合は注釈をつけること、また、図表やイラストを入れるなど、住民にわかりやすい簡潔な表現とすること。

(2) 杉並区の行政計画等との整合性

環境影響評価の手続きについては、「杉並区環境基本計画」や「杉並区みどりの基本計画」及び平成 22 年度に杉並区景観条例に基づき策定した「杉並区景観計画」等の内容を踏まえ、これらの計画との整合を図ること。

特に、「杉並区みどりの条例」及び「杉並区みどりの基本計画」に基づき、

駅舎や高架、その他施設・構造物等への緑化を積極的に行い、連続したみどりの形成に努められたい。

(3) 事業における公害等の防止等

①法令等規制値への対応

法令等による公害防止の規制基準を遵守するとともに、使用する重機等については、できる限り窒素酸化物や浮遊粒子状物質、騒音・振動等の低減が見込まれる最新技術の設備・機器等を使用することにより、公害対策に万全を期すること。

また、事業後の鉄道騒音レベルについては、各種の防止対策を講じて「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年12月20日付環大第一第174号環境庁大気保全局長）」に示されている指針「騒音レベルの状況を改良前より改善すること。」を確実に実施するとともに、より一層の環境改善に努められたい。

②建設発生土や建設廃棄物の建設副産物の処分

建設発生土や建設廃棄物については、できる限りそれらの発生を抑制する工法を採用するとともに、極力再利用及び再資源化に努め、その発生量の低減を図ること。建設泥土が発生する場合には、できる限り東京都建設泥土リサイクル指針に準拠されたい。

(4) 省資源・省エネルギー等

① 工事等に使用する重機や運搬車両等は、化石燃料等の使用量の少ない低燃費・省エネルギーの機器、車両等の採用に努めること。

② 駅舎等には可能な限り太陽光発電システム等を導入し、LED照明やLED案内掲示器等、駅設備への活用を積極的に図られたい。また、駅構内へ人感知エスカレーター等の省エネルギー機器を導入するなど、省資源・省エネルギーへの取組み及び温室効果ガス排出低減に、より一層努めること。

(5) 評価項目の増設

① シールド工法によるトンネル工事についてもさまざまな影響が考えられるため、「影響要因の区分」に「鉄道施設（地下式）の工事」を追加し、「騒音（低周波音を含む）」「振動」「土壌汚染」「水循環」「地盤」「建設副産物」を調査、予測、評価項目に追加されたい。

② 方法書 15 ページには、土地改変前までに「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及び「土壤汚染対策法」の規定に基づき「土地利用の履歴等の調査」等を実施する、と記載されており、土壤汚染のおそれがあると判断された場合には土壤汚染の調査が必要となる。また、シールド工法等により掘削される土壤は、自然由来の砒素、鉛等による汚染の可能性もあり、特に計画地外に搬出される土壤については、汚染の拡散を防止するため、搬出土壤の一定量ごとに抜き取り調査等を行い確認する必要がある。

このため、「土壤に係る環境その他の環境」の中に、「土壤汚染」を調査、予測、評価項目として追加されたい。

③ 事業期間中、建設工事現場周辺では、建設資材や重機等の搬送用車両による交通量が増加し、特に踏切等周辺での交通渋滞等が見込まれる。このため、地域交通に対する影響を予測・評価するため、新たに「地域交通」を評価項目とするよう検討されたい。

(6) 当該事業の影響範囲

本事業の建設中及び建設後の各段階で、環境に影響を及ぼすと考えられる項目ごとに、その影響が及ぶと予想される地域の範囲を明確にされたい。

(7) 電波障害

高架区間の地域で電波障害が発生しないよう対策を行うとともに、地域住民にその内容について十分な説明を行うこと。

(8) その他

方法書 17 ページの②大気質に係る測定結果の表 3-1-2 には、杉並区が設置・測定している大気汚染測定室の記載がないが、杉並区上高井戸 2-16 にある「富士見丘測定室」の測定データを採用されたい。また、採用されない場合はその理由を明らかにされたい。

2 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染

大気質の項目として、工事施工中の工事運搬車両等による影響として「粉

じん等」とあるが、「一酸化炭素」「二酸化窒素」「浮遊粒子状物質」等を調査、予測、評価項目として含むことを明示されたい。

(2) 騒音・振動

高架区間となる沿線地域の騒音については、周辺の建物の立地状況（中高層住宅等）に応じて、高さ方向も加味した予測・評価を行っていただきたい。

また、工事施工中に使用する建設機械や換気設備、供用開始後の高架構造物やトンネル開口部、換気設備から、低周波音が発生する可能性があり、「低周波音」を評価項目に追加するか、騒音の項目として調査、予測・評価されるよう検討されたい。

さらに、供用開始後に変化が見込まれる周辺の道路交通による騒音・振動についても、その対応を考慮されたい。

(3) 地盤、水循環

本事業のシールド工法による掘削工事の最大深度は、GL-40m程度となっており、地盤、水循環への影響が懸念されるので、工事期間中及び供用開始後におけるこれらの項目についても、調査、予測・評価項目とされたい。

(4) 建設副産物

建設廃棄物や建設発生土等の建設工事に伴う建設副産物については、東京都建設リサイクル推進計画で定められている都関連工事の目標値を評価指標として設定し、調査、予測・評価されたい。

3 調査等の手法に関する意見（騒音・振動について）

高架区間となる沿線地域の中高層住宅（マンション等）においては、騒音が事業前よりも高くなる可能性がある。また、事業後には音が高架から発せられるため、騒音が現状よりも遠方へ到達する可能性も考えられる。

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」では、騒音の測定高さを原則、1.2mとしているが、中高層住宅等のある地域では高さ方向を考慮した調査を行うとともに、遠方へ到達する騒音の予測、評価が可能な調査地点や調査高さを追加されたい。

以上